

## 令和元年6月1日現在の障がい者雇用の状況について

障害者雇用促進法の規定に基づく、令和元年6月1日現在の「障害者である職員の任免に関する状況」がまとめられ、次のとおり厚生労働大臣あてに報告しましたので、お知らせします。(なお、報告数値については、今後異動を生じる場合があります。)

### 1 報告数値

障がい者の実雇用率は、知事部局(企業局を含む。)2.68%、議会事務局2.41%となり、法定雇用障害者数に不足はありませんでした。<sup>※注3</sup>

教育委員会は2.35%となり6人の不足数が、警察本部は2.39%となり0.5人の不足数が、それぞれ生じました。

\* 表中のかっこ内の数値は平成30年6月1日現在のものを表す(再点検後)

区 分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人) ① <sup>※注1</sup>	障がい者の数(人) <sup>※注2</sup>		法定雇用障害者数 (人) ③	不足数 (人) ④ (③-②)	実雇用率 (%) (②/①) ⑤	(参考) 法定雇用率
		②	実人数 ②'				
知事部局 <sup>※注4</sup>	5,893.0 (5,824.0)	158.0 (129.5)	121 (98)	147 (145)	<b>0.0</b> (15.5)	<b>2.68</b> (2.22)	2.5
議会事務局	41.5 (41.5)	1.0 (0.0)	1 (0)	1 (1)	<b>0.0</b> (1.0) <sup>※注3</sup>	<b>2.41</b> (0.00)	2.5
教育委員会	13,532.5 (13,458.0)	318.0 (237.0)	257 (189)	324 (322)	<b>6.0</b> (85.0)	<b>2.35</b> (1.76)	2.4
警察本部	648.0 (642.0)	15.5 (14.5)	14 (12)	16 (16)	<b>0.5</b> (1.5)	<b>2.39</b> (2.26)	2.5

なお、教育委員会では、法定雇用率の達成に向けて引き続き取組を進めており、8月1日時点での不足数は4.0人、実雇用率2.36%となりました。

### 2 本年度の取組状況

昨年12月に策定した「障がい者の採用・活躍の場の拡大等に向けた取組方針」に基づき、常勤職員及び非常勤職員の新たな採用・活躍の場の拡大に努めています。

#### 採用の拡大

##### ■ 常勤職員の新規採用者数(カッコ内は前年度実績)

知事部局 12人(1人)、教育委員会 4人(4人)、警察本部 2人(0人)

##### ■ 非常勤職員の雇用者数(6月1日現在)(同)

〔チャレンジ雇用〕<sup>※1</sup> 知事部局 19人(5人)、教育委員会 86人(18人)

〔障がい者優先枠〕<sup>※2</sup> 知事部局 5人(0人)、教育委員会 5人(0人)

※1 主に知的・精神障がい者を対象に一般就労に向けて経験を積むために任用するもの

※2 一般の募集に先立って障がい者を優先して募集、任用するもの

## 活躍の場の拡大

### ■ 職場における支援の充実

- ・ 障がいのある職員の職場定着等を支援する「障がい者活躍サポーター」を6月1日までに8人任用し、県庁及び地域振興局に配置（8月1日に更に2名採用）。  
主にチャレンジ雇用職員が働く職場を巡回し、個々の職員の状況に応じたきめ細かな支援や、外部支援者との連携、職員からの相談対応等、職場定着を支援。
- ・ 配置された職員の直属の上司を「キーパーソン」に指定し、職員の特性に応じた担当業務の設定や体調への配慮等、日常的な業務支援を実施。

### ■ 研修の充実

- ・ 障がい者に対する理解促進のため、障がい者活躍サポーター、キーパーソン、人事業務担当者等を対象とした研修を実施。

## 3 今後の取組

- ・ 配置された職員の職場定着に向けて、引き続き、障がい者活躍サポーターやキーパーソンを中心に、障がいのある職員に対するきめ細かな支援を進めていきます。
- ・ 障がいのある職員の職場環境について調査を行い、環境整備や支援機器の導入等、必要な合理的配慮の在り方について検討していきます。
- ・ すべての職員が障がいに対する理解を深めるため、職員向けの研修等を実施していきます。
- ・ 県の取組について、障がい者団体等の皆様からご意見を伺い、課題や今後の取組について明らかにしていきます。

### 【「1 報告数値」について】

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障がい者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、法律上、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人をもって2人に相当するものとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1人をもって0.5人に相当するものとしてそれぞれカウントしている。

ただし、平成30年の算定から、一定の要件を満たす精神障害者である短時間勤務職員については、1人としてカウントしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障がい者の数を減じて得た数である。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 企業局は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項の規定に基づく認定を受けており、その職員は知事部局に含まれている。

注5 記載の無い任命権者においては、職員数が一定数未満であり、法に基づく障がい者の雇用義務が発生していない。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —  
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



【長野県は「SDGs未来都市」です】

SDGs(持続可能な開発目標)は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取り組む目標です

総務部人事課人事係  
(課長) 玉井 直 (担当) 赤羽 和也  
電 話 : 026-232-0111 (内線2037)  
026-235-7032 (直通)  
F A X : 026-235-7395  
E-mail jinji@pref.nagano.lg.jp

議会議務局総務課庶務係  
(課長) 宮原 渉 (担当) 川村亜由美  
電 話 : 026-232-0111 (内線 4024)  
026-235-7411 (直通)  
F A X : 026-235-7473  
E-mail gikai@pref.nagano.lg.jp

教育委員会事務局教育政策課総務係  
(課長) 尾島 信久 (担当) 本間 英行  
電 話 : 026-232-0111 (内線 4314)  
026-235-7421 (直通)  
F A X : 026-235-7487  
E-mail kyoiku@pref.nagano.lg.jp

警務部警務課  
(課長) 熊谷 猛彦 (担当) 小林 繁生  
電 話 : 026-232-0111 (内線 4505)  
F A X : 026-233-1367  
E-mail police-keimu  
@pref.nagano.lg.jp